

宮崎市再犯防止推進計画

令和5年3月

宮崎市

目 次

I	計画の概要	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象者	2
4	計画の期間	2
II	計画の基本方針及び重点課題	3
1	基本方針	3
2	重点課題	3
III	再犯の防止等に関する取組・施策	4
1	就労・住居の確保	4
2	保健医療・福祉サービスの利用支援	8
3	学校等と連携した修学支援及び非行の防止	11
4	国、県及び関係団体との連携強化	13
5	民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	14
IV	計画の推進体制等	16
V	資料	17
1	再犯防止の推進に関する市民意識調査 集計結果	17
2	担当部局及び関係団体の一覧	25
3	パブリックコメントの実施結果について	27
4	用語の解説	28

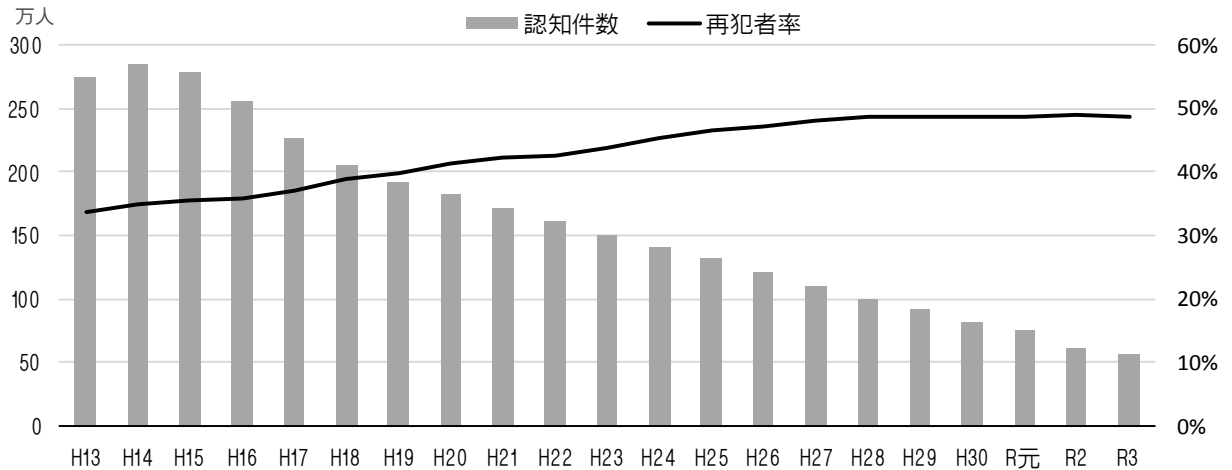
I. 計画の概要

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年（285万4,061件）をピークに減少を続け、令和3年には56万8,104件と戦後最少を更新しました。

しかしながら、刑法犯検挙者数のうち再犯者率は上昇を続け、令和3年で48.6%となっています。

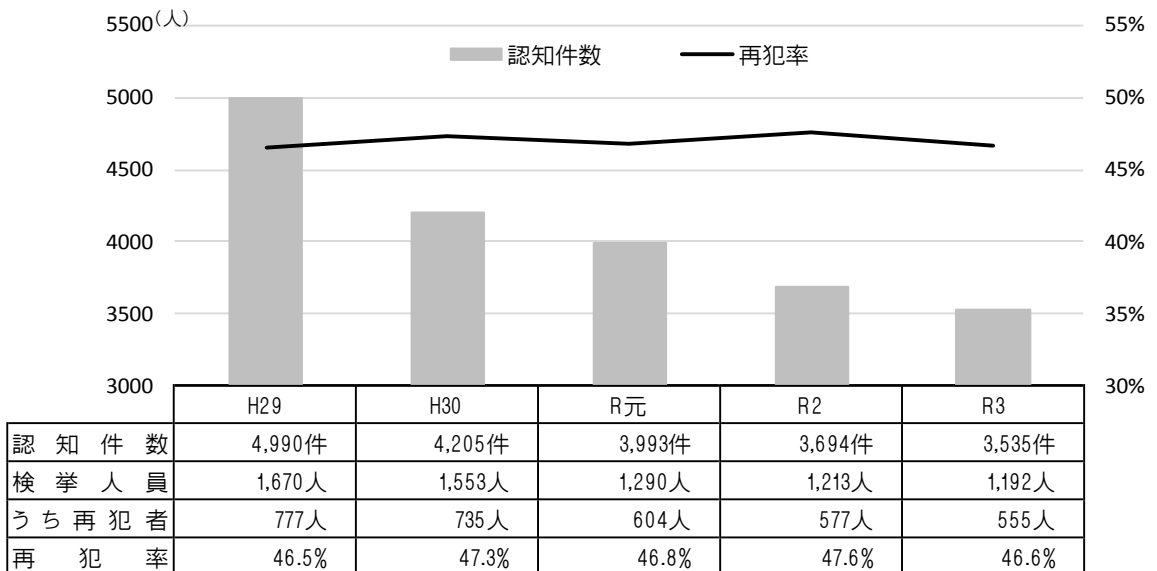
● 全国の刑法犯の認知件数及び再犯者率



【出典】 犯罪白書（法務省）

宮崎県では、刑法犯の認知件数は、年々減少し令和3年では3,535件となっていますが、再犯者率は全国より低い状況ではありますが、45%超と高い割合で推移しています。

● 宮崎県の刑法犯の認知件数及び再犯者率



【出典】 認知件数：統計年鑑（刑法犯認知、検挙状況（宮崎県）

検挙人員、再犯者数：福岡矯正管区 提供資料

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域で生活する上で様々な課題を抱えている者も多く、犯罪をした者等が再び犯罪をするのを防ぐためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にそ

の社会復帰を支援することが必要です。

このようなことから、国において、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という）が施行され、平成30年度から5か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）が策定されました。

また、宮崎県においては、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする「宮崎県再犯防止推進計画」を令和2年3月に策定しました。

本市においても、犯罪をした者等を排除することなく一市民として支援を行い、犯罪をした者等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を果たすことにより再犯することを防止し、市民が犯罪による被害を受けることがないように、再犯防止に関する施策の推進に関する計画である「宮崎市再犯防止推進計画」を策定し、ともに支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画とします。

また、「第四次宮崎市地域福祉計画」の基本理念である「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指すものとします。

3 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等で、本市において、住居・就労の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人を対象とします。

4 計画の期間

令和5年4月から令和10年3月までとします。

11. 計画の基本方針及び重点課題

1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法の基本理念を踏まえて、5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国及び宮崎県と連携して施策を推進するため、国の再犯防止推進計画が示す5つの基本方針に沿うこととします。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者とともに歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・県・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって、再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

2 重点課題

再犯防止推進法第2章に規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、次の重点課題を設定します。これらに関する施策については、国や宮崎県、関係団体等と連携を図りながら取り組みます。

〔5つの重点課題〕

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用支援
- 3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止
- 4 国、県及び関係団体との連携強化
- 5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

III. 再犯の防止等に関する取組・施策

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

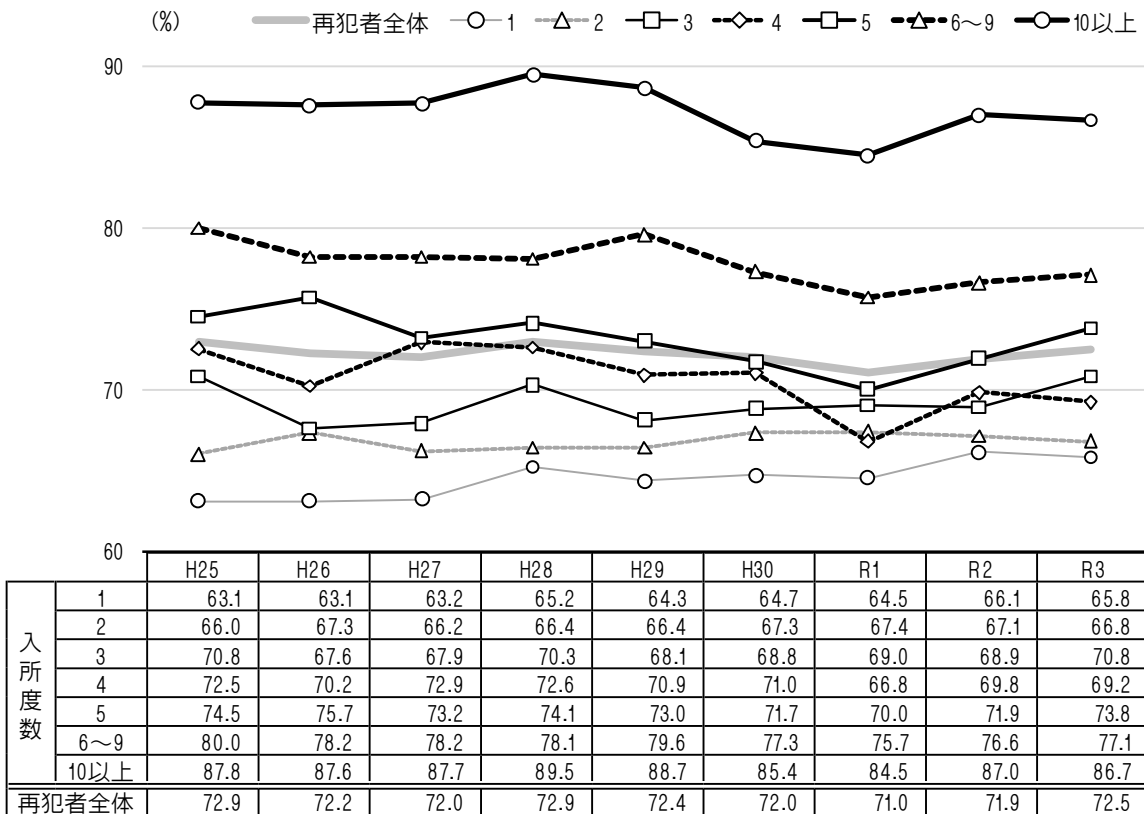
【現状と課題】

再犯者のうち約7割を超える者が、再犯時に無職でしたが、入所度数が増えると再犯時に無職であった者の割合も増えています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

再犯の防止には、就労を確保し、生活の基盤を安定させることが重要となります。

● 犯罪時の就業状況（無職の割合）

【全国】



(出典) 福岡矯正管区 提供資料

【市の取組み】

- 生活保護受給者及び自立相談支援センターにおける相談者のうち、就労意欲や生活習慣などに課題があり、直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対し、次の段階の就労支援事業等にステップアップするために、専門家によるカウンセリングや研修、就労体験等を実施し、意欲や基礎的スキルの向上を支援します。

〔社会福祉第一課〕

- ハローワークの出先機関（ハローワークみやざき福祉就労支援コーナー）で、生活保護受給者及び生活保護の申請段階にある人や、自立相談支援センターの相談者や児童扶養手当受給者等に対

する就労支援を行います。

〔社会福祉第一課〕

- 生活保護受給者や自立相談支援センターの相談者のうち、主に稼働年齢層（15歳～64歳）にあって、就労阻害要因が少なく直ちにハローワークでの就職活動を行うことが可能な人に対して、ハローワークへの同行や、履歴書の書き方や面接に関する助言等、就労支援員による個別支援を行います。

〔社会福祉第一課〕

- 障がい者の自立と社会参加を図るため、就労に向けた訓練等のサービスを提供するとともに創作的活動や生産活動の機会の提供を行う就労支援事業所などに対して、運営費の一部を助成し、障がい者の地域生活を支援します。

〔障がい福祉課〕

- 国の機関が実施する様々な就労支援関係の会議に、主催者からの要望やケースに応じて参加するとともに、ハローワーク等の関係機関が行う取り組みへ協力し、情報の提供・共有化に努めています。

〔社会福祉第一課、工業政策課〕

- 建設工事の競争入札参加資格に係る等級格付において、「更生保護協力雇用主である業者」への加点を実施します。

〔契約課〕

(2) 住居の確保

【現状と課題】

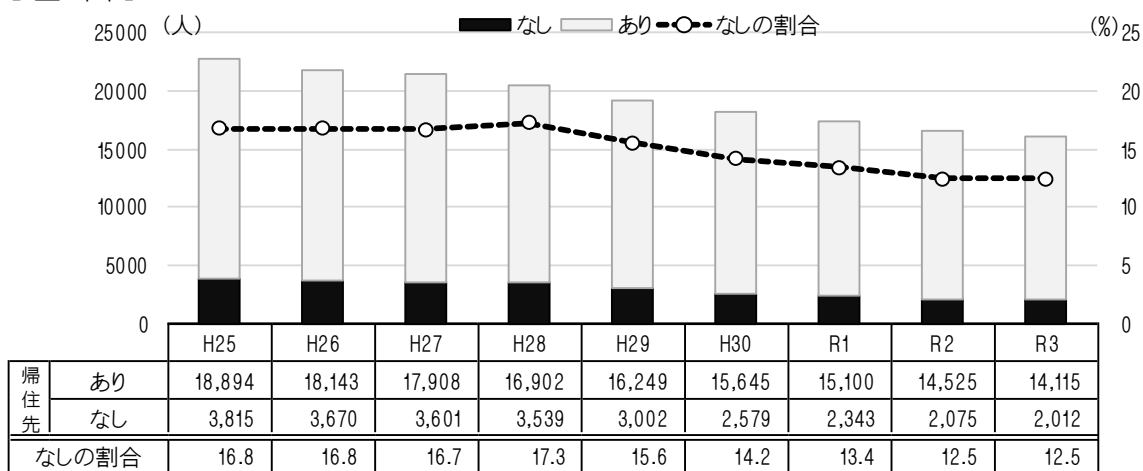
刑務所に再び入所した者のうち前回の刑の執行を受けて出所した時に帰住先がなかった者の割合は、年々減少していますが、年齢が上がるほど出所した時に帰住先がなかった者の割合が高くなる傾向が見られます。

また、年々前回の刑の執行を受けて出所した時に帰住先を親族とした者の割合は減少し、更生保護施設を帰住先とする者の割合が増加していますが、更生保護施設は、受刑者等が釈放された後、親族等のもとに帰住できない場合の一時的な居場所であり、退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。

地域社会において安定した生活を送るため、適切な住居を確保することは大前提であり、行政サービスなどの支援を継続して提供するためにも住居の確保は重要です。

● 再犯者が前回の刑の執行を受けて出所した時の帰住先の状況の推移

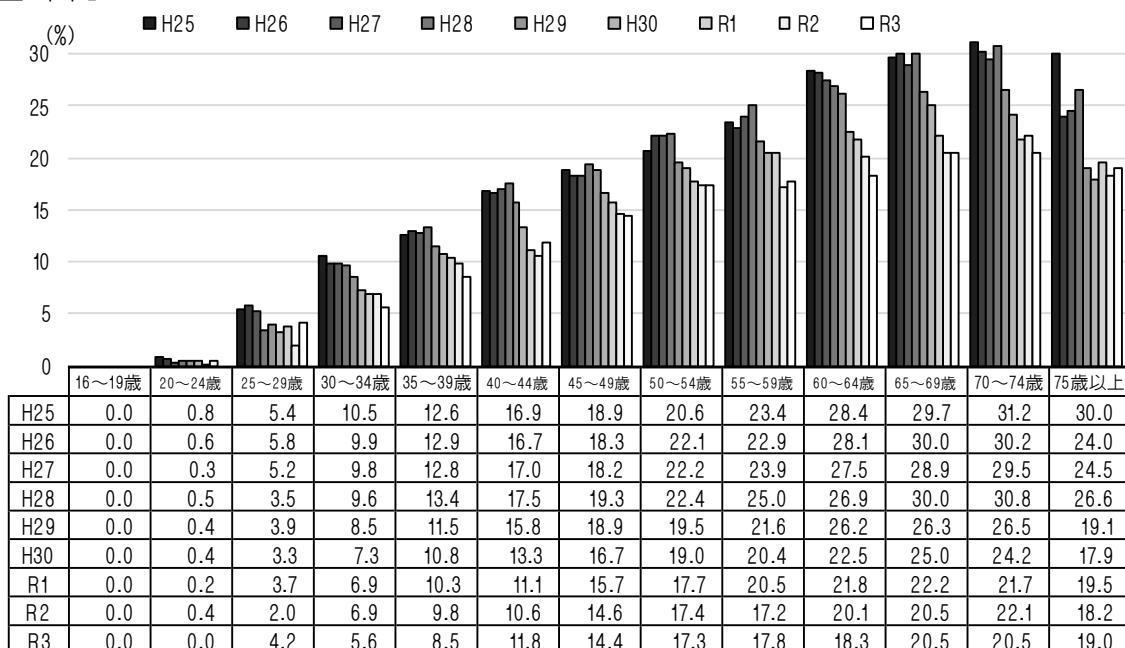
【全国】



(出典)福岡矯正管区 提供資料

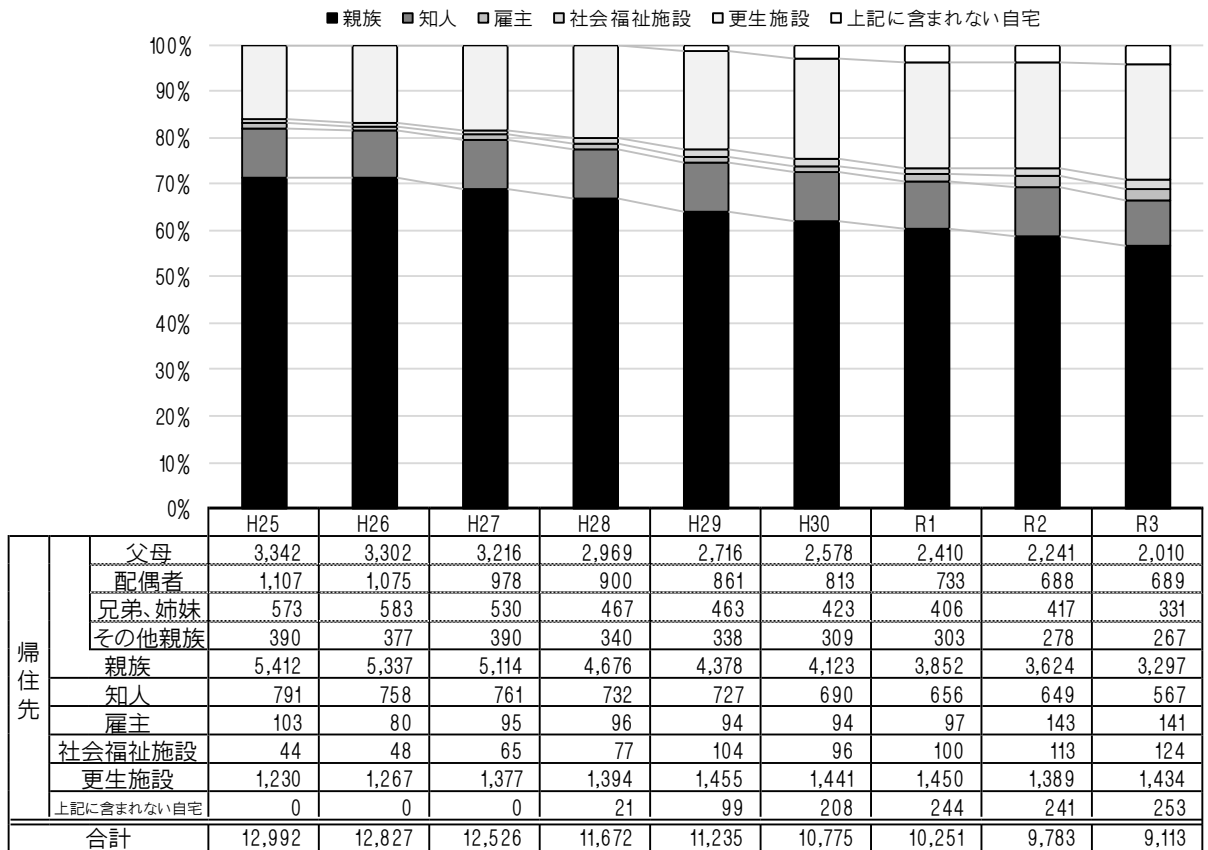
● 再犯者のうち前回の刑の執行を受けて出所した時に帰住先がなかった者の年齢別状況

【全国】



(出典)福岡矯正管区 提供資料

● 再犯者が前回の刑の執行を受けて出所した時の帰住先の割合の推移
【全国】



(出典) 福岡矯正管区 提供資料

【市の取組み】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対して、関係機関等と連携し、解決に向けた支援を行うとともに、一定の要件を満たす生活困窮者に対しては、住居確保給付金を支給し、居住を支援します。
〔社会福祉第一課〕

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の情報を市民に提供します。また、住宅に困窮する低額所得者などに対して低廉な家賃で供給する市営住宅の管理・運営を行います。
〔建築住宅課〕

2 保健医療・福祉サービスの利用支援

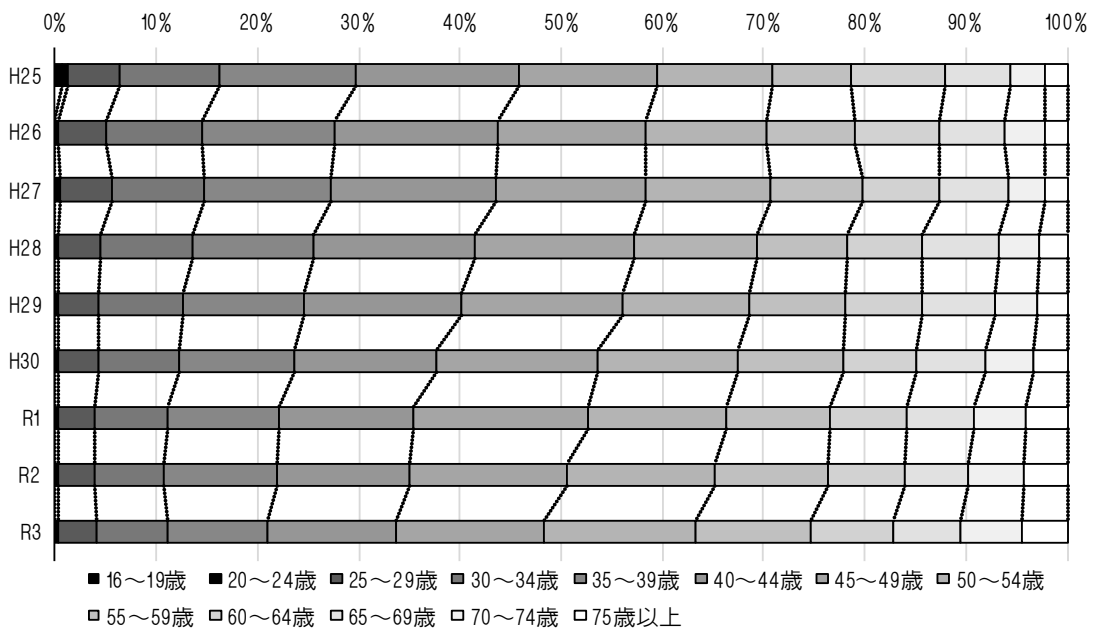
【現状と課題】

再犯者のうち高齢者（65歳以上の者）の割合は、年々増加しており、令和3年では、17.2%を占めています。さらに出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、令和2年で15.1%ですが、高齢者では20.7%となっており、全世代の中で最も高く、再犯に至るまでの期間が短い状況となっています。なお、高齢者の受刑者全体の約6割は、窃盗を罪名として入所しています。

また、犯罪白書によると刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障がい者等（精神障がい者及び精神障がいの疑いのある者。）の比率は、平成28年において1.8%であったものが、令和2年では0.7%に減少しているものの、罪名別に見ると放火（14.8%）及び殺人（6.9%）において高い状況となっています。

このような状況を改善するためには、犯罪をした者等が必要としている医療や福祉サービスを適切に提供し、自立した生活を営むことができるよう継続して支援することが必要です。

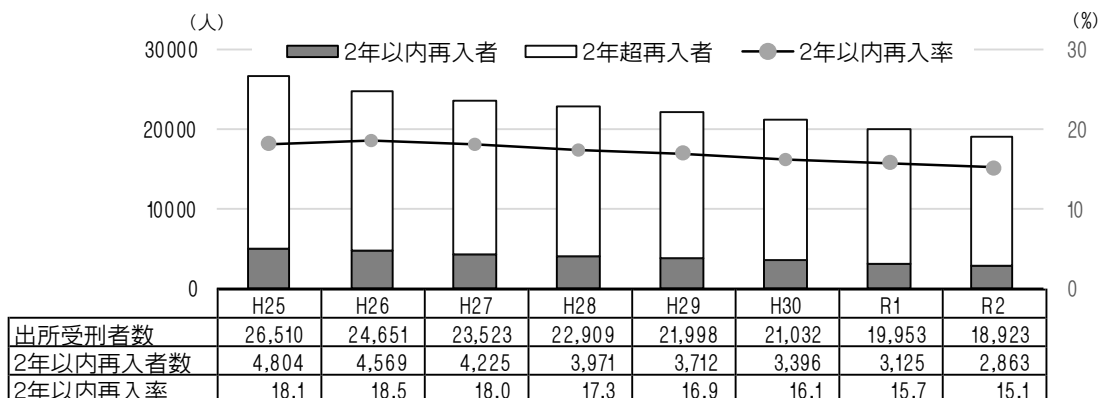
● 再犯者の年齢別構成の推移



(出典) 福岡矯正管区 提供資料

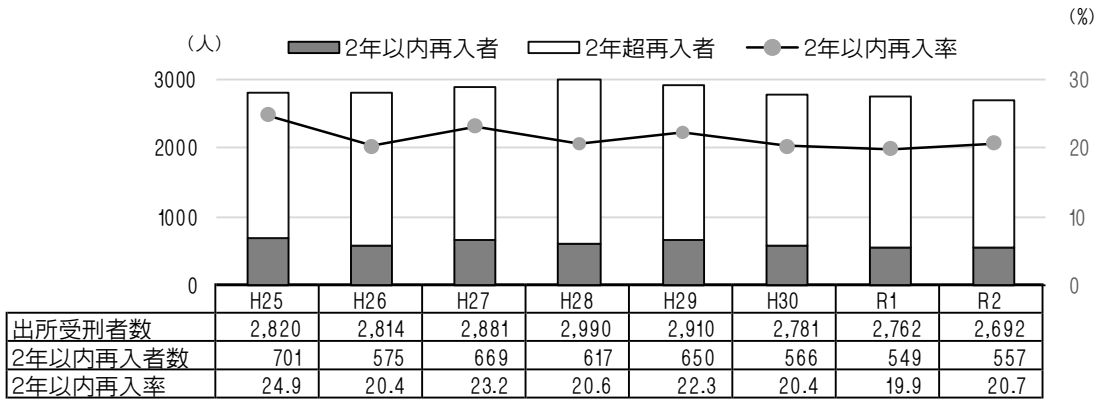
● 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率

【全体】



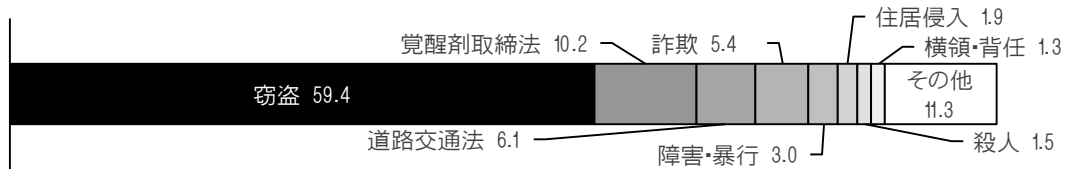
(出典) 再犯防止推進白書

【 高齢（65歳以上） 】



(出典) 再犯防止推進白書

● 高齢入所受刑者の罪名別構成比（令和2年度）



(出典) 犯罪白書

【市の取組み】

- 障がい者が安心して自立した生活を送るために、関係機関や関係団体と連携し、福祉サービスの充実や相談体制の強化を図ります。
〔障がい福祉課〕
- 障がい者総合サポートセンターを始めとする基幹相談支援センターや障がい者虐待防止センターを拠点として、各種福祉サービスの相談や利用支援等を行い、障がい児・者とその家族の地域生活を支援します。
〔障がい福祉課〕
- 生活困窮者の自立を包括的・継続的に支援する自立相談支援センターの運営を通じて、自立相談支援員が必要な福祉サービス等に関する情報の提供や助言を行います。
〔社会福祉第一課〕
- 生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、医療扶助や生活扶助などの必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。
〔社会福祉第一・第二課〕
- 地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談業務を実施し、関係機関と連携しながら、福祉サービスをはじめとする必要な支援を行います。
〔地域包括ケア推進課〕
- 個人や世帯が抱える複雑、複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行うことができる体制づくりを進めます。

〔福祉総務課〕

- ひとり親家庭の抱える様々な問題の軽減を図るため、民生委員・児童委員、女性相談員、家庭相談員及び関係機関との連携を図り、相談者へ助言や情報提供を行い、自立に向けた支援に努めます。

〔子育て支援課〕

- ひとり親家庭の生活を安定させるため、保育所等や児童クラブ及び公営住宅の入所に配慮するとともに、ひとり親家庭への助成制度や生活支援情報の周知に努めます。

〔子育て支援課〕

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成及び母子父子寡婦福祉資金貸付により、ひとり親家庭の経済的な負担軽減に努めます。

〔子育て支援課〕

- ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員による就業相談や情報提供を行うとともに、ハローワークなどとの連携によるきめ細やかな支援に努めます。

〔子育て支援課〕

- ひとり親の父または母が、就職に有利な資格や経済的自立に結びつく資格を取得するための費用の一部または資格取得期間の生活費の負担軽減のための給付金を支給します。

〔子育て支援課〕

3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

【現状と課題】

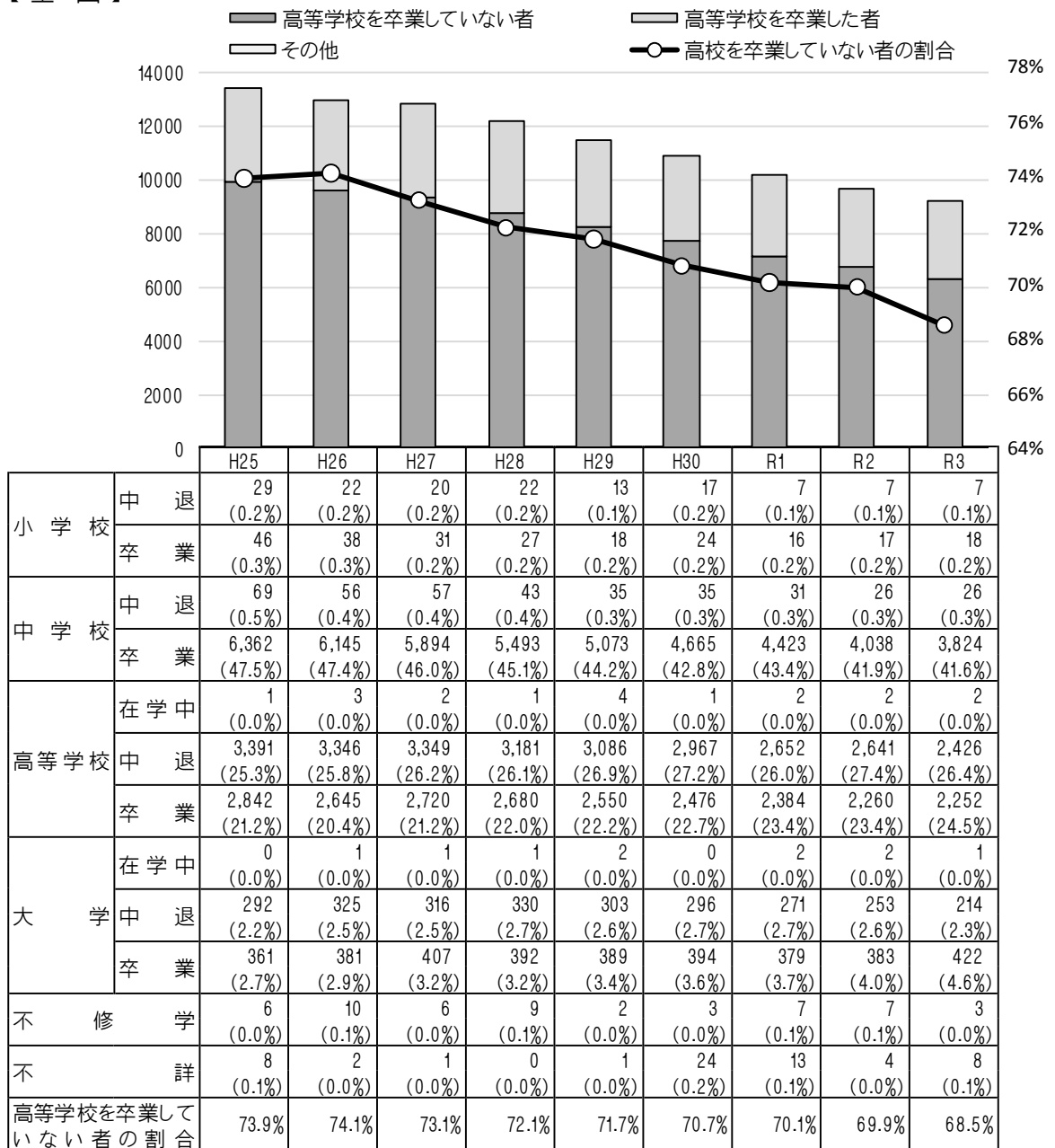
我が国の高等学校進学率は令和2年度において、98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況です。しかしながら、再犯者では高等学校を卒業していない人の割合は、年々減少しているものの、おおよそ7割を占めており、さらに、非行等に至る過程または非行等を原因として、高等学校を中退する人は増加傾向となっています。

また、少年の刑法犯の検挙人数は減少傾向にあります。再犯者は4割近くを占める状況にあります。

このようなことから、学校や地域における非行の防止に向けた取組や、犯罪をした者等の修学のための支援等が必要となっています。

● 再犯者の教育程度及び高等学校を卒業していない者の割合

【全国】



(福岡矯正管区 提供資料)

【市の取組み】

- 生活保護受給世帯や生活困窮世帯等の中学生、高校生、若年層の不就学・不就労者を対象に、「居場所」の提供を通じた日常生活習慣の形成・社会性の育成及び学習支援や教育相談などを行います。
〔社会福祉第一課〕

- ひとり親家庭の子どもに対し、ボランティアによる学習支援や進路相談などを行い、学習習慣の確立・学習意欲の向上を図るための支援を行います。
〔子育て支援課〕

- 複雑化・多様化する生徒指導上のさまざまな問題に対応するため、スクールアシスタント等の充実に努め、保護者や関係機関等との連携を強化します。
〔学校教育課〕

- 不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のため、教育支援教室を設置し、相談業務や学習指導、体験学習などの適応指導を行い、社会的自立に向けた支援を行います。
〔学校教育課〕

- 青少年の非行等問題行動への対応や未然防止に取り組むため、地域や関係機関・団体等の連携による相談活動、街頭指導などの見守り活動を行います。
〔生涯学習課〕

4 国、県及び関係団体との連携強化

【現状と課題】

犯罪をした者等への支援は、国が刑事司法手続の枠組みの中で実施してきましたが、矯正施設等を出所して地域生活に戻った際には、一般市民を対象とした各種サービスの提供や民間団体による再犯防止等の活動を通じて行われることが想定されています。

再犯防止推進法の施行により、市においても再犯の防止に関する施策を実施する責務を有することが明らかにされましたが、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報収集が容易でないことなどの課題があります。

国・県及び関係団体との連携を強化し、地域社会の安全・安心をともに担うパートナーとして再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要であると考えられます。

【市の取組み】

- 宮崎保護観察所や宮崎地方検察庁など、再犯防止を推進する国の関係機関との連携を強化するため、情報交換・情報共有の場を設置します。
〔福祉総務課〕
- 矯正施設所在自治体会議を通じ、矯正施設が所在する自治体間の情報交換を行うとともに、再犯防止施策を推進する上での課題等について、国に対し提言や要望を行います。
〔福祉総務課〕
- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員を対象に、再犯防止及び更生保護に対する研修会等を開催し、犯罪をした者等の地域生活の定着を支援します。
〔福祉総務課〕
- 矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得ることを目的に、定期的で開催される矯正展等の広報などの協力を行います。
〔福祉総務課〕
- 生活保護受給者に対して、特別指導員を通じて警察と情報交換を行うとともに、生活保護によって生活を安定させ、自立に向けて支援します。
〔社会福祉第一・第二課〕

5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

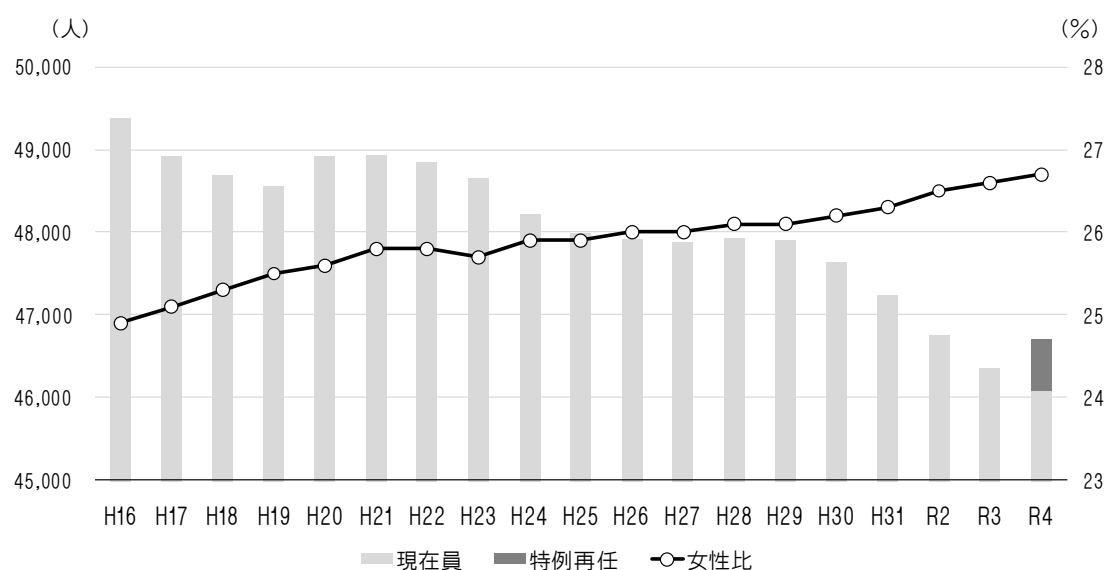
【現状と課題】

再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、非行をした少年等に対して兄や姉のような身近な存在になり非行防止活動を行っているBBS会など、多くの民間ボランティアの存在が必要不可欠です。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること等の課題があることから、担い手の確保が求められています。

さらに、再犯の防止に関する取組が、市民にとって必ずしも身近でないため、再犯の防止等に関する取組に関する関心と理解を促進するための効果的な広報を実施する必要があります。

● 保護司の現在員及び女性比の推移



(出典：法務省ホームページ)

【市の取組み】

- 矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得ることを目的に、定期的に行われる矯正展等の広報などの協力を行います。

〔福祉総務課〕

- 宮崎地区保護司会に対し、補助金を交付するとともに、担い手不足解消のための広報啓発活動に努めます。

〔福祉総務課〕

- 保護司として長年更生保護事業に尽力した方々に対し、社会福祉関係功労者として宮崎市長表彰を行い、感謝の意を表することにより、再犯防止に携わる方々のへの意欲の向上につなげていきます。

〔福祉総務課〕

○ 「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯防止啓発月間等において、市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。
〔福祉総務課〕

○ 「社会を明るくする運動」及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて、更生保護ボランティアの活動を支援します。
〔福祉総務課〕

IV. 計画の推進体制等

この計画を推進し、「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するため、関係機関を構成員とする（仮称）宮崎市再犯防止推進協議会を設置し、本計画の進捗管理、支援体制等について協議を行います。

併せて、庁内の関係部署による再犯防止を推進するための連携・協議の場を設け、情報の共有を図り、各部署の事業を有効に活用しながら計画を推進します。

V. 資料

1 再犯防止の推進に関する市民意識調査 集計結果

調査名	「再犯防止の推進」に関するアンケート調査		
実施期間	令和3年6月25日（金）から7月9日（金）まで		
調査方法	紙による郵送回答 又は WEB 回答		
調査対象	185人（郵送モニター118人、e-モニター66人）		
回答者数	153名（郵送モニター111人、e-モニター42人）	回答率	82.7%

（内訳）

	男	女	合計
20～29歳	2	1	3
30～39歳	7	25	32
40～49歳	11	25	36
50～59歳	8	19	27
60～69歳	5	9	14
70～79歳	25	9	34
80歳以上	6	1	7
合計	64	89	153

問1 再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。知っているものをすべて選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	保護司 （犯罪や非行によって保護観察を受けたものに指導・助言を行い構成を手助けする非常勤の国家公務員）	107	69.9% 44.9%
2	更生保護女性会 （更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、地域に更生保護の土壌を創りあげるための活動を実施している女性団体）	15	9.8% 6.0%
3	協力雇用主 （刑務所や少年院などの矯正施設退所者を受け入れる意思があり、保護観察所に登録している事業者）	36	23.5% 21.7%
4	BBS会 （非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立支援を実施するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）	6	3.9% 2.0%
5	更生保護施設 （犯罪をした者や非行にある少年の中で、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐ自立更生ができない人を、一定期間保護し、円滑な社会復帰を助ける施設）	72	47.1% 42.5%
6	教誨師（きょうかいし） （刑務所等の矯正施設において受刑者の育成や精神的救済活動を行う方）	26	17.0% 10.8%
7	篤志面接委員 （刑務所等の矯正施設内で、悩みごとの相談を受けたり、矯正のための面談や講話を行っている方）	8	5.2% 1.7%
8	少年補導委員 （警察本部長等から委嘱を受け、街頭補導活動など、非行防止活動に従事している方）	70	45.8% 40.8%
9	少年指導委員 （都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業等への助言活動等に従事している方）	51	33.3% 21.6%
10	少年警察補助員 （都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業等への助言活動等に従事している方）	16	10.5% 5.6%
11	いずれも知らない	30	19.6% 30.8%

問2 前問でご覧いただいたような民間協力者を増やすためには、何をすべきだと思いますか。あてはまると考えられるもののうち、御自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	民間協力者の活動を紹介する広報を充実する	88	57.5% 46.0%
2	民間協力者に対する表彰の機会を増やす	20	13.1% 11.0%
3	民間協力者に対する研修を充実する	53	34.6% 28.3%
4	民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援を充実する	71	46.4% 49.0%
5	分からない	16	10.5% 1.0%
6	その他	7	4.6% 17.5%

問3 あなたは、犯罪をした者の立ち直りに協力したいと思いますか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	思う	21	13.7% 7.1%
2	どちらかといえば思う	47	30.7% 33.3%
3	どちらかといえば思わない	26	17.0% 25.1%
4	思わない	30	19.6% 15.2%
5	分からない	21	13.7% 19.2%
6	その他	8	5.2% -

問4 問3で「思う」、「どちらかといえば思う」を選択した方にお聞きします。

どのような協力をしたいと思いますか。あてはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	犯罪をした者に直接会って継続的に助言や援助をする	13	19.1% 15.9%
2	協力雇用主（犯罪前歴を承知の上で雇用に協力する事業主）として、犯罪をした者を雇用する	5	7.4% 10.1%
3	更生保護施設（出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設）にお金や品物を寄付する	10	14.7% 17.8%
4	再犯防止に関するボランティア活動に参加する	36	52.9% 40.6%
5	広報・啓発活動に参加する	21	30.9% 26.2%
6	その他	2	2.9% 0.7%
7	分からない	12	17.6% 16.3%

問5 Q3で「思わない」、「どちらかといえば思わない」を選択した方にお聞きします。

協力をしたいと思わない理由を教えてください。あてはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大三つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	自分の家族の身に何か起きないか不安だから	30	53.6% 53.1%
2	犯罪をした者と、かかわりを持ちたくないから	28	50.0% 41.8%
3	犯罪をした者と、どのように接すればいいかわからないから	27	48.2% 42.3%
4	自分自身にメリットがないから	7	12.5% 14.4%
5	具体的なイメージがわからないから	17	30.4% 19.7%
6	時間的余裕がないから	15	26.8% 17.1%
7	興味がないから	5	8.9% 3.1%
8	犯罪をした者への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから	10	17.9% 5.5%
9	犯罪をした者に支援などするべきではないから	11	19.6% 9.9%
10	その他	3	5.4% 3.8%
11	分からない	2	3.6% 2.2%

問6 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	両方とも聞いたことがある	27	17.6% 7.9%
2	「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある	17	11.1% 11.9%
3	「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある	19	12.4% 16.2%
4	どちらも聞いたことがない	90	58.8% 64.0%

問7 あなたは、再犯防止に関して、広く市民の理解や関心を深めるため、何をすべきだと思いますか。当てはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大三つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	芸能人やキャラクターが出演するイベントを充実する	21	13.7% 20.3%
2	誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する	48	31.4% 25.2%
3	テレビや新聞などでの広報を充実する	76	49.7% 42.9%
4	ホームページやSNS等のインターネットでの情報発信を充実する	34	22.2% 20.9%
5	パンフレットやポスターを増やす	23	15.0% 16.3%
6	再犯防止に協力する民間協力者に対する表彰の機会を増やす	16	10.5% 8.3%
7	学校の授業で取り上げるよう働きかける	68	44.4% 35.9%
8	地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける	47	30.7% 22.3%
9	職場の研修などで取り上げるよう働きかける	27	17.6% 16.7%
10	その他	6	3.9% 1.5%
11	分からない	10	6.5% 11.6%

問8 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。

あてはまると考えられるものうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に 応じた、きめ細かな指導や支援を充実させる。	59	38.6% 38.2%
2	仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる	76	49.7% 45.5%
3	犯罪をした高齢者などに対して、福祉の制度の利用を促進する	28	18.3% 12.4%
4	被害者の置かれた状況や心情を理解させる	55	35.9% 31.6%
5	犯罪を地域の問題として捉え地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする	32	20.9% 17.9%
6	その他	5	3.3% 1.6%
7	分からない	14	9.2% 13.4%

問9 仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍となっています、そこで、犯罪をした者が仕事に就くために、何をすべきだと思いますか。あてはまると考えられるものうち、ご自身の考えに最も近いものを最大三つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	犯罪をした者に対して、仕事に就く意欲を向上させるための働きかけを強化する	34	22.2% 26.9%
2	刑務所や少年院の中で、施設から出た後に役立つ技能や資格を取得させるための教育を充実する	92	60.1% 50.6%
3	広く国民に周知するなどして、協力雇用主を増やす	34	22.2% 18.4%
4	協力雇用主の活動を支援する	70	45.8% 34.5%
5	人手不足の産業分野の関連団体に対して、犯罪をした者の雇用を推進するよう働きかける	43	28.1% 21.9%
6	犯罪をした者を国または地方公共団体の機関で雇用する	27	17.6% 11.5%
7	犯罪をすると、一定の期間経過するまで、就くことのできない仕事や取得に制限がある資格（例えば、警備員や介護福祉士等）の要件を緩和する	9	5.9% 5.3%
8	刑事司法関係機関とハローワークなどの職業紹介事業者が連携した支援を強化する	39	25.5% 28.9%
9	その他	8	5.2% 2.2%
10	分からない	13	8.5% 12.0%

問10 刑務所を出ても住む場所がない人は、住む場所がある人に比べて、再犯に至るまでの期間が短くなっています。そこで、犯罪をした者が住む場所を見つけるために、何をすべきだと思いますか。当てはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	家族や親族が受け入れるよう、働きかけを強化する	38	24.8% 23.7%
2	更生保護施設などの一時的に宿泊できる施設を増やす	75	49.0% 44.0%
3	公営住宅に入りやすくなるよう、要件緩和などを行う	35	22.9% 20.6%
4	保証人がおらず、賃貸住宅を借りることが難しい人に対する身元保証の仕組みを充実させる	47	30.7% 28.8%
5	住み込みで仕事ができる協力雇用主を増やす	47	30.7% 31.1%
6	その他	3	2.0% 1.3%
7	分からない	14	9.2% 12.7%

問11 65歳以上の高齢者が刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。そこで、高齢者の再犯を防ぐために、何をすべきだと思いますか。当てはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	家族や親族が受け入れるよう、働きかけを強化する	46	30.1% 26.9%
2	刑務所で認知症予防や運動機能向上に取り組ませる	52	34.0% 27.6%
3	刑事司法関係機関に配置する福祉の専門家を増やす	36	23.5% 23.5%
4	刑事司法関係機関の職員に対して、福祉分野などの研修を充実する	26	17.0% 16.9%
5	刑事司法関係機関で、保健医療・福祉サービスやその手続きについて、積極的に情報提供を行う	55	35.9% 33.5%
6	その他	12	7.8% 3.8%
7	分からない	21	13.7% 19.3%

問12 覚せい剤取締法違反により受刑した人が刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、ほかの犯罪と比べて高くなっています。そこで、薬物依存者の再犯を防ぐために、何をすべきだと思いますか。あてはまると考えるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	刑事司法関係機関で薬物依存症からの回復のための専門的なプログラムを実施する	65	42.5% 38.3%
2	地元の薬物仲間などとの関係を切るため、別の地域で生活できるよう支援する	42	27.5% 21.4%
3	薬物依存症からの回復を支援する民間団体の活動を支援する	44	28.8% 23.9%
4	薬物依存症の治療を専門とする医療機関を増やす	55	35.9% 34.9%
5	刑務所に収容する代わりに、薬物依存症の治療を優先した仕組みを整備する	49	32.0% 27.3%
6	その他	4	2.6% 2.4%
7	分からない	12	7.8% 12.8%

問13 犯罪をした少年少女の再犯防止のために、何をすべきだと思いますか。当てはまると考えられるもののうち、ご自身の考えに最も近いものを最大二つまで選んでください。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	社会の一員としての意識や規範意識を高めるため、ボランティア活動に参加させる	45	29.4% 27.8%
2	少年院や保護観察所で被害者の置かれた状況や心情が近いできるよう教育を充実させる	50	32.7% 33.1%
3	少年院などで高等学校卒業程度認定試験や進学のための教育を充実する	40	26.1% 29.1%
4	犯罪をした少年少女の保護者に対して、育て方や親子関係に関する相談・助言を強化する	28	18.3% 17.5%
5	学校における非行防止や薬物乱用防止に関する教育を充実する	51	33.3% 15.2%
6	障がいを持っている、犯罪をした少年少女に対して、育て方や親子関係に関する相談・助言を強化する	15	9.8% 21.5%
7	刑事司法関係機関による指導監査の期間を長くする	20	13.1% 12.0%
8	その他	12	7.8% 2.1%
9	分からない	10	6.5% 11.0%

問14 「再犯防止のためには、犯罪をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について、どう思いますか。

	選択肢	回答数	構成比 ※ 下段は宮崎県
1	そう思う	54	35.3% 17.9%
2	どちらかといえばそう思う	59	38.6% 47.2%
3	どちらかといえばそう思わない	9	5.9% 13.6%
4	そうは思わない	10	6.5% 8.0%
5	分からない	21	13.7% 13.4%

2 担当部局及び関係団体の一覧

(1) 担当部局（令和4年4月1日時点）

部局名	課（室）名	担当項目
福祉部	福祉総務課	計画全般、総括
	障がい福祉課	障がい者支援
	地域包括ケア推進課	高齢者支援
	介護保険課	介護サービスの提供支援
	社会福祉第一・第二課	生活保護、生活困窮者支援
総務部	契約課	協力雇用主への優遇措置
危機管理部	地域安全課	犯罪防止啓発
子ども未来部	子育て支援課	ひとり親家庭への支援
健康管理部	健康支援課	精神保健
観光商工部	工業政策課	就労支援
建設部	建築住宅課	市営住宅、セーフティネット住宅
教育委員会	学校教育課	修学支援
	生涯学習課	青少年健全育成

(2) 更生保護関係団体 (令和4年4月1日時点)

	団 体 名	所 在 地
国 関 係	宮崎保護観察所	宮崎市別府町1-1
	宮崎刑務所	宮崎市大字糸原4623
	宮崎法務少年支援センター (思春期ひむか相談室)	宮崎市鶴島2-16-5
	宮崎地方検察庁	宮崎市別府町1-1
	宮崎労働局	宮崎市橋通東3-1-22
	宮崎公共職業安定所	宮崎市柳丸町131
県 関 係	宮崎県福祉保健部福祉保健課	宮崎市橋通東2-10-1
	宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課	宮崎市旭1-8-28
	宮崎県地域生活定着支援センター	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内
民 間 等	更生保護法人みやざき青雲	宮崎市宮脇町72-1
	宮崎地区保護司会	宮崎市別府町1-1 宮崎保護観察所
	宮崎地区更生保護女性会	宮崎市別府町1-1 宮崎保護観察所
	宮崎県協力雇用主会	宮崎市宮脇町72番地
	宮崎県住生活協議会 (宮崎県居住支援協議会)	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県県土整備部建築住宅課住宅企画担当
	宮崎市社会福祉協議会	宮崎市花山手東3-25-2

3 パブリックコメントの実施結果について

(1) 意見募集期間

令和5年2月10日(金)～令和5年3月10日(金)

(2) 閲覧場所

市役所福祉部福祉総務課、市民情報センター、
各総合支所、各地域センター、各地域事務所、市民サービスコーナー
宮崎市ホームページ

(3) 意見応募状況

応募者数 0人

意見件数 0件

4 用語の解説

か行

き	基幹相談支援センター	地域の福祉に関する相談支援の中核的役割を担う機関。障がい者のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止などあらゆる役割を果たしている。
	帰住先	刑事施設を出所した後に住む場所。
	教誨師 (きょうかいし)	刑務所等の矯正施設において受刑者の育成や精神的救済活動を行う方。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	検挙人員	警察などが検挙した事件の被疑者の数。被疑者とは、まだ起訴されてはいませんが、犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているものをいう。
こ	更生保護	罪を犯した人や非行がある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を推進することを目標とする活動。
	更生保護協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所等出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを助ける事業主の方々。
	更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で住居がなかったり、頼るべき人いないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられる恐れがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して一定期間、宿泊場所や食事を提供するほか、自立に必要な就職援助、生活指導等を行う民間の施設。
	更生保護女性会	更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、地域に更生保護の土壌を創りあげるための活動を実施している女性団体。

さ行

さ	再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
	再入者率	新受刑者（裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所する等した受刑者）の数に占める再入者の割合。
	再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

再犯率	刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合。
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。
し 社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
住居確保給付金	離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失う恐れのある方に対して、賃貸住宅の家賃の一部を支給する制度（原則3ヵ月、最長9ヵ月）。
住宅確保要配慮者	高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者。
就労支援事業所	障害のある方の就労サポートを行う場所。障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのひとつで「就労移行支援事業所」と「就労継続支援事業所」がある。
障がい者虐待防止センター	虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届出の受付窓口。虐待を受けた障がい者の安全確認や、県や警察、医療機関等と連携しながら対応を協議したり、支援法方法を検討するとともに、障がい者虐待の防止や障害者の養護者への支援もあわせて行う。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
少年警察補助員	都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業等への助言活動等に従事している方。
少年補導委員	警察本部長等から委嘱を受け、街頭補導活動など、非行防止活動に従事している方。
処遇	警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
自立相談支援センター	生活困窮者自立支援法に基づいて、家計や仕事など生活に関する困り事に幅広く対応する相談・支援窓口。複合的な課題を抱える生活困窮者の包括的な支援を行う。
自立相談支援員	生活困窮者の包括的な支援を行う専門の相談支援員。相談者の目標に合わせた支援プランを個別に作成するなどし、自立に向けて継続的な支援を行う。
せ セーフティーネット住宅	「住宅セーフティーネット制度」に基づき登録され、住宅要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅。

た行

と 篤志面接委員 刑務所等の矯正施設内で、悩みごとの相談を受けたり、矯正のための面談や講話を行っている方。

な行

に 入所受刑者 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者。

認知件数 警察が発生を認知した事件の数をいう。

は行

は 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（再犯防止推進法第2条第1項）。

ひ 非行少年 犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、虞犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れがある少年をいう。）の総称。

BBS会 非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立支援を実施するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

ほ 保護観察 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う。

保護司 犯罪や非行によって保護観察を受けたものに指導・助言を行い構成を手助けする非常勤の国家公務員。

ま行

み 民生委員・児童委員 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々であり、「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

宮崎市再犯防止推進計画

令和5年3月発行

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

福祉部福祉総務課

T E L 0985-21-1754 F A X 0985-20-3215

e-m a i l : 10fukusi@city.miyazaki.miyazaki.jp
